

# 商品概要説明書

## 成年後見支援貯金（普通貯金）

(令和3年4月1日現在)

|   |  |
|---|--|
| 商品名   | ・成年後見支援貯金（普通貯金）  |
| ご利用いただける方   | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。  |
| 期間  | ・期間の定めはありません。  |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                          | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、預入できます。<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 払戻方法<br>(1) 払戻方法<br>(2) 払戻金額<br>(3) その他                           | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。<br>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。<br>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。   |
| 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法 | ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。<br>・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。<br>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。<br>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。<br>※令和19年12月31日までの適用となります。<br>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手数料   | ・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定期自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。   |
| 付加できる特約事項   | ・定期交付金の支払手段※として、定期自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。<br>※生活費等 每月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。  |
| 貯金保険制度<br>(公的制度)  | ・保護対象<br>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下、「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対応する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p> |
| その他参考となる事項         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1口座とします。</li> <li>・キャッシュカードは発行いたしません。</li> <li>・ATM（現金自動貯込機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。</li> <li>・当JAの口座開設店窓口でのお取り扱いに限定いたします。</li> <li>・通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で50件以上あり、翌月11日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li> </ul>   |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aセレサ川崎

令和3年4月改正版